# 平成二十一年法律第二十五号

米穀の新用途への利用の促進に関する法律

第一条 この法律は、我が国の水田が農業生産及 保に資することを目的とする。 与し、もって国民に対する食料の安定供給の確 用の確保を図るとともに、水田の有効活用に寄 り、米穀の新たな需要の開拓及びその有効な利 の利用を促進するための措置を講ずることによ み、水田の主要な生産物である米穀の新用途へ び食料の供給に果たす役割の重要性にかんが (定義

第二条 この法律において「新用途米穀加工品」 促進されるものとして農林水産省令で定めるも とは、米穀粉、飼料その他の米穀の加工品であ って、その普及により米穀の新用途への利用が

途米穀加工品の原材料として用いられる米穀を2 この法律において「新用途米穀」とは、新用 3 他の政令で定める法人で当該生産の事業を行う 穀の生産の事業を行う者又は農業協同組合その この法律において「生産者」とは、 新用途米

4 この法律において「製造事業者」とは、新用 同組合その他の政令で定める法人で当該製造の途米穀加工品の製造の事業を行う者又は事業協 組合等」という。)をいう。 成員」という。)とするもの(以下「農業協同 者を直接若しくは間接の構成員(以下単に「構 8

品であって、農林水産省令で定めるものをい れた畜産物及び当該畜産物を原材料とする加工 用途米穀加工品である飼料の利用により生産さ この法律において「特定畜産物等」とは、新 第三条

協同組合等」という。)をいう。

事業を行う者を構成員とするもの(以下「事業

る法人でこれらの者を構成員とするもの(以下 掲げる者又は事業協同組合その他の政令で定め 「促進事業協同組合等」という。)をいう。 この法律において「促進事業者」とは、次に 新用途米穀加工品を原材料とする加工品の

製造又は販売の事業を行う者 特定畜産物等の生産又は販売の事業を行

号ハに掲げる措置を行う場合にあっては、 この法律において「生産製造連携事業」と 生産者及び製造事業者(促進事業者が第一 生産

> び者に 料とする加工品又は特定畜産物等の製造若しく 行う場合にあっては、新用途米穀加工品を原材 穀の生産から新用途米穀加工品の製造までの一 げる措置のすべて)を行うことにより新用途米 進事業者が同号ハに掲げる措置を行う場合にあ は生産又は販売の行程を含む。)の総合的な改 連の行程(促進事業者が同号ハに掲げる措置を っては、第一号並びに第二号イ、ロ及びハに掲 製造事業者及び促進事業者)が、第一号並 1.第二号イ及びロに掲げる措置のすべて(促 3 5 4

善を図る事業をいう。 米穀の安定的な取引関係の確立 生産者と製造事業者との間における新用途

掲げる措置 前号に掲げる措置を行うために必要な次に

その他の製造事業者の需要に適確に対応し する費用の低減に資する生産の方式の導入 た新用途米穀の生産を図るための措置 な稲の品種の導入、新用途米穀の生産に要 新用途米穀加工品の原材料に適する新た

度化を図るための措置 整備その他の新用途米穀加工品の製造の高 低減に資する製造の方式の導入又は施設の 新用途米穀加工品の製造に要する費用の

度化又は需要の開拓を図るための措置であ 資するもの って、米穀の新用途への利用の促進に特に 又は特定畜産物等の製造若しくは生産の高 新用途米穀加工品を原材料とする加工品

の育成をする事業であって、米穀の新用途への新用途米穀加工品の原材料に適する稲の新品種 利用の促進に特に資するものをいう。 (基本方針) この法律において「新品種育成事業」とは、

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定め 本方針(以下「基本方針」という。)を定めるより、米穀の新用途への利用の促進に関する基 ものとする。 農林水産大臣は、政令で定めるところに

るものとする。 本的な方向 米穀の新用途への利用の促進の意義及び基

施に関する基本的な事項 生産製造連携事業及び新品種育成事業の実

前二号に掲げるもののほか、米穀の新用途 への利用の促進に関する重要事項

兀 水田の有効活用、新用途米穀の適正な流通 際し配慮すべき重要事項 確保その他の米穀の新用途への利用の促進

穀加工品の製造に関する技術水準、食料需給の 長期見通しその他の事情を勘案して定めるもの 基本方針は、新用途米穀の生産及び新用途米

変更するものとする。 の推移により必要が生じたときは、基本方針を 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢

を変更しようとするときは、あらかじめ、関係 業・農村政策審議会の意見を聴かなければなら 行政機関の長に協議するとともに、食料・農 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれ

6 を変更したときは、 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれ ればならない。 遅滞なく、これを公表しな

(生産製造連携事業計画の認定)

第四条 生産者及び製造事業者 (促進事業者が第 る場合にあっては、生産者、製造事業者及び促 二条第七項第二号ハに掲げる措置を行おうとす 製造連携事業計画が適当である旨の認定を受け り、これを農林水産大臣に提出して、その生産 を作成し、農林水産省令で定めるところによ 員の行う生産製造連携事業に関するものを含 又は促進事業協同組合等にあっては、その構成 関する計画(農業協同組合等、事業協同組合等 進事業者)は、共同して、生産製造連携事業に ることができる。 む。以下「生産製造連携事業計画」という。) 2

2 を記載しなければならない。 生産製造連携事業計画には、 次に掲げる事項

所在地並びに法人にあっては、その代表者の 号、名称又は氏名、住所及び主たる事務所の 生産製造連携事業計画を作成する者の商

3

生産製造連携事業の目標

携事業に製造事業者又は促進事業者(当該製一 生産製造連携事業の内容(当該生産製造連 れる場合にあっては、 いて「農業改良支援措置」という。)が含ま農林水産省令で定めるものに限る。同項にお 措置(農業経営に必要な施設の設置その他の 条の農業改良措置(第八条第一項において 金融通法(昭和三十一年法律第百二号)第二 は、その構成員を含む。) の行う農業改良資 は促進事業協同組合等である場合にあって 造事業者又は促進事業者が事業協同組合等又 む。) 及び実施期間 「農業改良措置」という。)を支援するための その措置の内容を含

> 兀 生産製造連携事業の用に供する施設の種

Ŧi. 新用途米穀の適正な流通の確保に関する

六 生産製造連携事業に新用途米穀加工品であ 及び当該飼料を販売する事業場の所在地 称及び所在地並びに当該飼料を保管する施 あっては、当該飼料の製造を行う事業場の名 る飼料の製造に関する措置が含まれる場合に

資金の額及びその調達方法 生産製造連携事業を実施するために必要な

八 その他農林水産省令で定める事項

3 基本方針に照らし適切なものであり、かつ、 た場合において、その生産製造連携事業計画が とする。 のであると認めるときは、その認定をするも 産製造連携事業を確実に遂行するため適切なも 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があっ 生

(生産製造連携事業計画の変更等)

第五条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認 については、この限りでない。 農林水産省令で定めるところにより、共同し 製造連携事業計画を変更しようとするときは、 定事業者」という。)は、当該認定に係る生産 い。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更 て、農林水産大臣の認定を受けなければならな

その旨を農林水産大臣に届け出なければならな で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、 認定事業者は、前項ただし書の農林水産省令

準用する。 るときは、その認定を取り消すことができる。 下「認定生産製造連携事業計画」という。)にの届出があったときは、その変更後のもの。以 定による変更の認定又は前項の規定による変更 認定に係る生産製造連携事業計画(第一項の規 従って生産製造連携事業を行っていないと認め 前条第三項の規定は、第一項の認定につい 農林水産大臣は、認定事業者が前条第一項

(新品種育成計画の認定)

第六条 新品種育成事業を行おうとする者は、 計画」という。)を作成し、農林水産省令で定品種育成事業に関する計画(以下「新品種育成 めるところにより、これを農林水産大臣に提 定を受けることができる。 して、その新品種育成計画が適当である旨の認

- 新品種育成計画には、 なければならない。 次に掲げる事項を記載
- 新品種育成事業の目標
- 新品種育成事業を実施するために必要な資 新品種育成事業の内容及び実施期間 の額及びその調達方法
- 第七条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認 3 針に照らし適切なものであり、かつ、新品種育 と認めるときは、その認定をするものとする。 成事業を確実に遂行するため適切なものである た場合において、その新品種育成計画が基本方 (新品種育成計画の変更等) 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があっ
- 林水産省令で定める軽微な変更については、こ く、その旨を農林水産大臣に届け出なければな 省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞な の限りでない。 臣の認定を受けなければならない。ただし、農 林水産省令で定めるところにより、 新品種育成計画を変更しようとするときは、農 定育成事業者」という。)は、当該認定に係る 認定育成事業者は、前項ただし書の農林水産 農林水産大 2
- 届出があったときは、その変更後のもの。以下 の認定を取り消すことができる。 種育成事業を行っていないと認めるときは、そ による変更の認定又は前項の規定による変更の 項の認定に係る新品種育成計画(第一項の規定 「認定新品種育成計画」という。)に従って新品 農林水産大臣は、認定育成事業者が前条第一
- 準用する。 前条第三項の規定は、第一項の認定について

(農業改良資金融通法の特例)

第八条 認定生産製造連携事業計画に従って行う 場合において、当該認定生産製造連携事業を行 三条第一項第一号中「農業者又はその組織する の規定を適用する。この場合において、 農業改良措置とみなして、農業改良資金融通法 援措置を行うときは、当該農業改良支援措置を ある場合におけるその構成員が当該農業改良支 事業協同組合等若しくは促進事業協同組合等で の項において同じ。) 又は認定製造事業者等が けた製造事業者又は促進事業者をいう。以下こ う認定製造事業者等(第四条第一項の認定を受 業」という。) に農業改良支援措置が含まれる 生產製造連携事業(以下「認定生産製造連携事 体(次号において「農業者等」という。)」と 同法第 2

する。 用途への利用の促進に関する法律第八条第一項 号中「農業者等」とあるのは「認定製造事業者 あるのは「米穀の新用途への利用の促進に関す 営」とあるのは「その申請者と共同で米穀の新 者)」とあるのは「その申請者」と、「その経 団体である場合には、その団体を構成する農業 等」と、同法第七条中「その申請者(その者が 員を含む。次号において同じ。)」と、同項第二 業協同組合等又は同条第六項の促進事業協同組 をいい、当該認定製造事業者等が米穀の新用途 法第二条第三号に規定する中小企業者に限る。) 認定製造事業者等(株式会社日本政策金融公庫 営」と、「同項」とあるのは「前条第一項」と の認定生産製造連携事業を実施する農業者の経 合等である場合には、その直接又は間接の構成 を行う認定製造事業者等(同法第八条第一項の る法律第四条第二項第三号の農業改良支援措置 への利用の促進に関する法律第二条第四項の事

り適用される場合を含む。)の農業改良資金 して農林水産大臣が指定するものにおいて農業的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域と る。 条において「特定地域資金」という。)にあつ 改良措置を実施するのに必要な資金(以下この おいて準用する場合を含む。)の規定の適用に のについての同法第四条(同法第八条第二項に 認定生産製造連携事業を実施するのに必要なも ある場合にあっては、その構成員を含む。)が 等、事業協同組合等又は促進事業協同組合等で ついては、同法第四条中「十年(地勢等の地理 (同法第四条の特定地域資金を除く。) であっ 農業改良資金融通法第二条(前項の規定によ 認定事業者(認定事業者が農業協同組合 十二年)」とあるのは、 「十二年」とす

の特例) (主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律

第九条 生産者がその生産製造連携事業計画につ のについては、これらの規定による届出をした 食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成 ち、米穀の出荷又は販売の事業についての主要 生産製造連携事業計画に記載された事業のう いて第四条第一項の認定を受けたときは、当該 ものとみなす。 二項の規定による届出をしなければならないも 六年法律第百十三号)第四十七条第一項又は第

の変更について第五条第一項の認定を受け、 認定事業者がその認定生産製造連携事業計画 又

第十条 製造事業者がその生産製造連携事業計 について第四条第一項の認定を受けたときは、 法律の特例) 第一項又は第二項の規定による届出をしなけれ の需給及び価格の安定に関する法律第四十七条 米穀の出荷又は販売の事業についての主要食糧 産製造連携事業計画に記載された事業のうち、 は同条第二項の届出をしたときは、当該認定生 る届出をしたものとみなす。 ばならないものについては、これらの規定によ (飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する

第

項

一号 に|米穀の新用途への利用の促

るに関する法律(平成二十一年に米穀の新用途への利用の促進

掲げ

2 ものとみなす。 うち、飼料の製造の事業についての飼料の安全 の変更について第五条第一項の認定を受け、 のについては、これらの規定による届出をした 四項の規定による届出をしなければならないも 性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二 十八年法律第三十五号)第五十条第一項又は第

ないものについては、これらの規定による届出 又は第四項の規定による届出をしなければなら 保及び品質の改善に関する法律第五十条第一項 飼料の製造の事業についての飼料の安全性の確 産製造連携事業計画に記載された事業のうち、 をしたものとみなす。 (食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関 認定事業者がその認定生産製造連携事業計画 ||同条第二項の届出をしたときは、当該認定生 又

第十一条 食品等の流通の合理化及び取引の適正 る業務のほか、次に掲げる業務を行うことがで 通合理化促進機構は、同法第十七条各号に掲げ 十六条第一項の規定により指定された食品等流 化に関する法律(平成三年法律第五十九号)第

する法律の特例)

を保証すること。 造連携事業に必要な資金の借入れに係る債務 造業者等」という。)が実施する認定生産製 売の事業を行う者(次号において「食品等製 食品等をいう。)の生産、製造、加工又は販 適正化に関する法律第二条第一項に規定する 食品等(食品等の流通の合理化及び取引の

うこと。 造業者等に対し、 認定生産製造連携事業を実施する食品等製 必要な資金のあっせんを行

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行う ح

2 第十八条前条 第前条第一号に掲げる業務及 に掲げる字句とする。 規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下 関する法律の規定の適用については、これら げる食品等の流通の合理化及び取引の適正化に の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲 前項の規定により食品等流通合理化促進機構

欄の

当該生産製造連携事業計画に記載された事業の 第 第 十九 項 げる 号に 条 第 掲 |項第一号に掲げる業務 第十七条第一号に掲げる業務 及び利用促進法第十一条第 |促進法」という。) 第十一条第 法律第二十五号。以下「利用 項第一号に掲げる業務

第二十四に掲げ 条及び第る業務 |条第一項、条 各 号は利用促進法第十一条第一項 第二十二 第十 第十七条各号に掲げる業務 各号に掲げる業務

第一項第 第二十五 一十五条 号 ō 節 この 節若しくは利用促進法

条第一項 第三十二 条第三号 第三十二 条第二号 第三号 |第 二 十||利用促進法第十一条第二 第二十 |三条第規定により読み替えて適用 条 利用促進法第十一条第1 規定により読み替えて適用 る第二十三条第一項 る第二十四条 項 項 す す

(種苗法の特例)

第十二条 う認定育成事業者であるときは、政令で定める れたものに限る。以下この項において同じ。) 第一項第一号に規定する品種登録出願(以下こ 実施期間の終了日から起算して二年以内に同条 第三条第二項に規定する出願品種をいい、 出願品種 (種苗法 (平成十年法律第八十三号) に従って行われる新品種育成事業の成果に係る 次に掲げる者であって当該新品種育成事業を行 に関する品種登録出願について、その出願者が の条において「品種登録出願」という。)がさ 認定新品種育成計画における新品種育成事業の ところにより、 農林水産大臣は、 同法第六条第一項の規定により 認定新品種育成計

納付すべき出願料を軽減し、又は免除すること

一 その出願品種が種苗法第八条第一項に規定 に規定する育成をいう。 その出願品種の育成 。次項第一号において(種苗法第三条第一項

出願をした使用者等 定められている場合において、その品種登録 等」という。) が品種登録出願をすることが る使用者等(以下この条において「使用者 その他の定めによりあらかじめ同項に規定す 品種」という。) であって、契約、勤務規則する職務育成品種 (同号において「職務育成 等」という。)が育成した同条第一項に規定 する従業者等(次項第二号において「従業者

り、登録料を軽減し、又は免除することができ事業者であるときは、政令で定めるところによ 者であって当該新品種育成事業を行う認定育成 の各年分の登録料を納付すべき者が次に掲げる 五条第一項の規定による第一年から第六年まで この項において同じ。) について、同法第四十年以内に品種登録出願されたものに限る。以下 種育成事業の実施期間の終了日から起算して二 をいい、当該認定新品種育成計画における新品 種(種苗法第二十条第一項に規定する登録品種 て行われる新品種育成事業の成果に係る登録品 農林水産大臣は、認定新品種育成計画に従っ

# その登録品種の育成をした者

品種登録出願の出願者の名義の変更を受けた出願をした使用者等又はその従業者等がした の出願者の名義を使用者等に変更することがをすること又は従業者等がした品種登録出願 使用者等 定められている場合において、その品種登録 めによりあらかじめ使用者等が品種登録出願 成品種であって、契約、勤務規則その他の定への登録品種が従業者等が育成した職務育

る国民の関心及び理解の増進に努めるものとす に、米穀の新用途への利用の促進の意義に対す 成果の普及その他の必要な施策を講ずるととも るため、情報の提供、研究開発の推進及びその

第十四条 国は、認定生産製造連携事業計画又は 認定新品種育成計画に従って行われる生産製造

> 保に努めるものとする。 連携事業又は新品種育成事業に必要な資金の確

第十五条 国は、認定生産製造連携事業計画又は 連携事業又は新品種育成事業の適確な実施に必 認定新品種育成計画に従って行われる生産製造 要な指導及び助言を行うものとする。

第十六条 農林水産大臣は、認定事業者又は認定 告を求めることができる。 育成事業者に対し、認定生産製造連携事業計画 又は認定新品種育成計画の実施状況について報 (報告の徴収)

### (権限の委任)

第十七条 この法律に規定する農林水産大臣の権 る。 の一部を地方農政局長に委任することができ限は、農林水産省令で定めるところにより、そ

### (罰則)

|第十八条 第十六条の規定による報告をせず、又 に処する。 は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、 の刑を科する。 務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為 使用人その他の従業者が、その法人又は人の業 者を罰するほか、その法人又は人に対して同項

### (施行期日) 附 則 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過し 定について検討を加え、その結果に基づいて必 要な措置を講ずるものとする。 た場合において、この法律の施行の状況を勘案 し、必要があると認めるときは、この法律の規

## 則 (平成二二年四月九日法律第二三

### (施行期日)

第十三条 国は、米穀の新用途への利用を促進す

(国の施策)

|第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 当該各号に定める日から施行する。

規定並びに附則第十四条の規定 第三条中農業信用保証保険法第六十六条第 項及び第六十八条から第七十条までの改正 公布の日

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から第四条までに定めるも ののほか、この法律の施行に関し必要な経過措 置は、政令で定める。

## 七 附 六 号 則 (平成二五年一一月二二日法律第 抄

### (施行期日)

施行し、この法律による改正後の特別会計に関第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から 規定は、平成二十六年度の予算から適用する。 する法律(以下「新特別会計法」という。)の 則 (平成三〇年六月二二日法律第六

## 二号)

### (施行期日)

|第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

(中心市街地の活性化に関する法律等の一部改 び第三十二条の規定 公布の日 次条並びに附則第五条、第八条、 第九条及

第二十八条 附則第七条第一項の規定により新食 通法第十七条第一号に掲げる業務及びこれに附新食品等流通法の適用については、新食品等流この場合において、旧特例債務保証業務等は、 務保証業務等」という。)を行うものとする。 業務等のほか、次の各号に掲げる規定により施通法第十七条各号に掲げる業務及び旧債務保証 受けたものとみなされた旧機構は、新食品等流 品等流通法第十六条第一項の規定による指定を 附帯する業務(以下この条において「旧特例債 当該各号に定める規定に掲げる業務及びこれに 行日前に旧機構が締結した債務保証契約に係る 帯する業務とみなす。 正に伴う経過措置)

第三十一条 この法律の施行前にした行為及びこ される場合におけるこの法律の施行後にした行の附則の規定によりなお従前の例によることと (罰則に関する経過措置) 条第一項 の新用途への利用の促進に関する法律第十 附則第二十六条の規定による改正前の米穀 (第一号に係る部分に限る。) 同号

## (政令への委任)

例による。

為に対する罰則の適用については、なお従前

法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関す第三十二条 この附則に定めるもののほか、この る経過措置を含む。) は、 政令で定める。

## 号 (令和二年一二月九日法律第七四

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 各号に定める日から施行する。 当該

一第三条の改正規定、第四条の改正規定、 項の改正規定、第四十七条の改正規定並びに 次に二条を加える改正規定、第四十五条第一 規定、第二十一条の改正規定、第三十五条の える改正規定、第十七条の改正規定、同条の 第十五条の改正規定及び同条の次に三条を加 五条の改正規定、第六条第一項の改正規定、 十条及び第十一条の規定 令和四年四月一日 第七十四条の改正規定並びに附則第五条、第 次に一条を加える改正規定、第十八条の改正